



広報 **こしじ**

1979

9/1

No. 174

■ 発行 / 越路町役場 (新潟県三島郡越路町) T E L (02589) 2-3111 ■ 印刷 / 大川印刷株式会社

小数激戦の開票速報 (町議会選挙)



速報板に食い入る町民



約百名が詰め掛けた

開票参観希望者の列

町の人口

住民基本台帳人口 (7月末日現在)

		前月比
世帯数	3,214戸	+2
人口	14,233人	+25
内訳		
男	6,961人	+14
女	7,272人	+11



9月 広報カレンダー

1 土	防災の日 二百十日	17 月	
2 日	町農業委員会委員 一般選挙投票日	18 火	心配ごと相談 (1:00~4:00福祉センター) 国民年金相談日 (9:00~4:00 役 場)
3 月		19 水	高齢者職業紹介 (1:00~4:00福祉センター)
4 火	心配ごと相談 (1:00~4:00福祉センター)	20 木	
5 水		21 金	行政相談日 (9:00~2:00 役 場) 彼岸入り
6 木		22 土	
7 金		23 日	
8 土		24 月	秋分の日
9 日		25 火	心配ごと相談 (1:00~4:00福祉センター)
10 月		26 水	
11 火	心配ごと相談 (1:00~4:00福祉センター) 三種混合接種 (2:00~3:00福祉センター)	27 木	彼岸明け
12 水	三種混合接種 (2:00~3:00岩塚小学校)	28 金	妊産婦検診 (1:30~2:30福祉センター) 母親学級 (1:30~2:00福祉センター)
13 木	三種混合接種 (2:00~3:00浦区事務所)	29 土	
14 金	三種混合接種 (2:00~3:00 塚野山集落開発センター)	30 日	
15 土	敬老の日		
16 日			

火事・救急車は
一一九番へ

- 三種混合接種対象者
昭和五十一年九月から昭和五十二年八月までに生まれた者。
- 妊産婦検診対象者
妊娠届けの済んだ妊婦と、昭和五十四年六月一日から昭和五十四年七月三十一日までに分娩した産婦。
- 母親学級対象者
妊娠届けの済んだ妊婦。

町民の代弁者決まる 新人候補7名当選

少数激戦の 選挙戦結果

八月五日告示以来、町あげでの激しい選挙戦が繰り広げられた越路町議会議員一般選挙は、去る八月十二日午前七時、町内二十一か所の投票所で一斉に投票が開始され、午後六時に締め切られました。今回の選挙は、定員二十二の議席に二十三名の候補者が立候補し、少数激戦の選挙戦となりました。開票は、即日開票が行われ、最も身近な選挙とあって、午後七時までに開票参観希望者が約百人も集り、選管から抽選により二十人に参観券が交付されました。開票事務は午後七時二十分からは開始され、各候補者の代表二十三人を含む約五十人の参観人と、十人の選挙立会人が見守るなかで進められ、午後十一時半過ぎ二十二議席の体制が判明し、新議員が誕生しました。

当選者は、現議員が十五名、新議員が七名で、年齢別では四十歳代五名、五十歳代六名、六十歳代七名、七十歳代四名の内訳となり、平均年齢は五十七歳八か月となりました。

新しく決まった議員の顔ぶれは次のとおりです。
(届出順・敬称略)

投票結果

当日の有権者数	4,929	5,369	10,298
投票者数	4,700	5,156	9,856
棄権者数	229	213	442
投票率	95.35	96.03	95.71

投票総数 9,856
有効投票数(按分票) 9,805(7)
無効投票数 51



投票率九十五・七一%

町議選は、私たち町民にとって最も関心の深い選挙です。とくに今回は、少数激戦という状況のなか、また、投票日当日は天候にも恵まれたことから、かなり高い投票率が予想されましたが、結果は九十五・七一パーセントと、前回(昭和五十年)の九十六・〇一パーセントを下回り、昭和四十二年以降の町議選の中で最低の投票率となりました。

投票結果と各候補者の得票数は次のとおりです。

候補者別得票数

当	候補者	現	無	年齢	得票数
当	今井 恒樹	無	現	45歳	564
当	西脇栄治郎	無	現	63歳	546
当	関矢孝次郎	無	現	62歳	519
当	大石仁太郎	無	現	72歳	505
当	佐藤六三郎	無	現	58歳	504. ⁷⁵⁸
当	白井 孝	無	新	47歳	501. ³⁸⁵
当	野上 公平	無	新	55歳	488
当	宮沢 実	無	新	55歳	448
当	平石 英一	無	現	53歳	431
当	高橋 文英	無	現	45歳	412
当	白井 忍	無	現	50歳	402. ³⁰⁹
当	堀 信次	無	新	64歳	400
当	白井勲次郎	無	現	73歳	396. ³⁰⁵
当	大谷 勇	無	新	61歳	394
当	藤沢 茂俊	無	新	44歳	394
当	田中四正八	無	現	64歳	385
当	山崎 敬一	共	現	43歳	373
当	長束 健三	無	現	61歳	371
当	大矢 栄一	無	現	63歳	370
当	永井 好一	無	現	70歳	363
当	内山徳三郎	無	現	70歳	359. ⁵⁸⁴
当	佐藤 照雄	無	新	52歳	356. ²⁴¹
次	内山文一郎	無	現	57歳	321. ⁴¹⁵



佐藤六三郎



堀 信次



宮沢 実



西脇栄治郎



野上 公平



高橋 文英



白井 忍



永井 好一



関矢孝次郎



今井 恒樹



田中四正八



白井勲次郎



大谷 勇



長束 健三



佐藤 照雄



大石仁太郎



平石 英一



藤沢 茂俊



山崎 敬一



白井 孝



大矢 栄一



内山徳三郎

農業委員会委員一般選挙の結果

任期満了に伴う越路町農業委員会委員一般選挙は、去る八月二十六日告示され、二十七日に立候補の届出が締め切られました。その結果、越路町農業委員会の選挙による定数十六名に対し、立候補届出者が十六名であったため無投票当選となり、九月二日開催の選挙会において当選証書が授与される予定です。当選者は、次のとおりです。
(届出順、敬称略)

小森 庄二	無	現	神 谷	52歳
番場 幸市	無	現	来迎寺	48歳
内山 武次	無	現	千谷沢	49歳
内山 孝司	無	現	東 谷	49歳
宮沢与司松	無	新	不動沢	65歳
本田 清一	無	新	飯 島	56歳
山本 脩	無	現	中 沢	55歳
小林 茂	無	現	浦	52歳
番場 一吉	無	現	来迎寺	58歳
佐藤 肇	無	現	浦	46歳
新保 茂	無	新	釜ヶ島	54歳
安藤 富夫	無	新	塚野山	49歳
安藤十三夫	無	新	岩 田	44歳
平石信一郎	無	現	飯 塚	50歳
内藤 五郎	無	新	飯 塚	47歳
長谷川重雄	無	新	西 谷	50歳

— 特例的に物価スライド —

国民年金法が改正されました

さきごろ、国民年金法が改正されましたので、その主な内容をお知らせします。

国民年金では、昭和四十八年から全国消費者物価指数が、前年度に比べて五パーセントを超えて上り下りした場合、年金額はその率に応じて増減できる「物価スライド制」を取り入れ、毎年、これにしたがって年金額の改正を実施してきました。

ところが、昭和五十三年度の全国消費者物価指数の上昇率は三・

ただし、老齢年金の「五十年

改正された国民年金のポイント

(拠出年金)

●年金額の引上げ (54.7実施)

53年度の全国消費者物価指数の上昇率に応じた年金額の引上げを特例的な措置として行う (3.4%)

(月額)

25年年金	37,925円	→	39,225円
10年年金	23,925円	→	24,741円
5年年金	17,508円	→	18,108円

(8月から) 20,108円

障害年金

1級	48,133円	→	49,791円
2級	38,508円	→	39,833円

母子・準母子・遺児年金など 38,508円 → 39,833円

●老齢年金の特例 (54.8実施)

(最低保障)

16,500円	→	20,000円
---------	---	---------

●保険料額の改定 (55.4実施)

定額保険料 3,300円 → 3,770円

(福祉年金)

●年金額の引上げ (54.8実施)

53年度の全国消費者物価指数の上昇率を大きく上回る引上げ

老齢	16,500円	→	20,000円
障害1級	24,800円	→	30,000円
2級	16,500円	→	20,000円

母子・準母子 21,500円 → 26,000円

●本人所得制限の緩和 (54.8実施)

夫婦収入 200.2万円 → 208万円

●公的年金併給限度額 (54.8実施)

37万円 → 41万円

四パーセントであったため、法律上では年金額に物価スライドされないことになっていますが、今年度は経済的な諸情勢を考慮して、三・四パーセントの上昇でも特例的に「物価スライド」を適用することにいたしました。

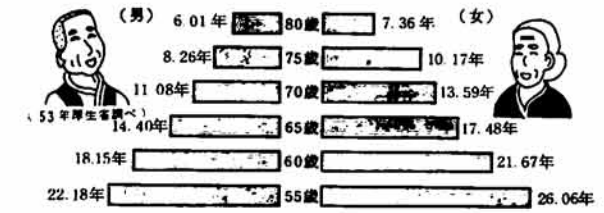
これにより、拠出年金(老齢年金や通算老齢年金をはじめ、障害・母子・準母子・遺児・寡婦の各年金)は、すべて三・四パーセント引き上げられ、昨年と同様に七月分から改定されました。

一方の福祉年金(老齢、障害、母子、準母子の各年金)は、おおよそ七百七十円となります。

むね二十一パーセントという大幅な改善となりました。これも昨年と同様に八月分から改定されます。また、公的年金との併給限度額が年間三十七万円から四十一万円に引き上げられました。さらに、本人の所得制限についても緩和されました。

年金

●あと何年生きられるでしょう(平均余命)



さきに、厚生省から発表された「昭和五十二年簡易生命表」によれば、日本人の平均寿命は男女ともさらに延び、女は七十八・三三歳と初めて七十八歳を突破、男は前年より〇・二八年延びて七十七・九歳に達しました。

この結果、男はアイスランドに次いで世界二位、女はアイスランド、スウェーデン、オランダについで四位で、北欧諸国と並んで長寿国のトップ・グループを形成しています。

長寿になったことは大変おめでたいことですが、それに伴い私たちの老後も長くなったわけですから、先行きの保障がさらに重要になります。

近年、我が国も欧米諸国のように「核家族化」が定着してきたことにより、年をとっても経済的には、子供たちからの扶養はあまり期待できなくなりました。また、高齢になれば体に無理はきかせず、働く職場も限られ、現金収入を得て生活することも難しくなります。今日では、老後の問題は社会全体で考えるという時代になりました。すなわち、社会全体で親孝行を行うのです。

国民

こんなとき「届出」を忘れずに

現在、新潟県には国民年金の老齢年金と通算老齢年金を受けている人は、およそ十五万六千人います。これらの人たちが年金を引き続いて受けるためには「現況届」を定期的に、また、住所や年金を受取る金融機

算機で行われており、この場合、年金証書の記号番号と生年月日よりどことなり。もし、これらの箇所が誤っていると、正しい事務処理ができません。記号番号と生年月日を正しくはつきりと書きましょう。

ことし、二十歳を迎えるみなさん。みなさんが生まれた昭和三十四年に発足した年金制度をご存知でしょうか。それは国民年金です。

あれから二十年、みなさんと国民年金はともに成人式を迎えました。この国民年金には、一千八百万人という国民が加入し、四百万人以上の人たちがこの制度から年金を受けています。



二十歳になったら国民年金

老齢年金と通算老齢年金のおもな届出

届出を必要とする場合	届書などの名前	提出期限	提出先
毎年引き続いて年金の支払いをうけようとする場合	国民年金受給権者現況届	毎年2月15日	社会保険庁 年金部 課 杉戸西3-5-24 〒168
氏名をかえたとき	年金受給権者氏名変更届	14日以内	
住所・支払機関をかえたとき	年金受給権者住所・支払機関変更届	14日以内	
年金証書をなくしたりしたとき	年金証書再交付申請書	そのつど	
支払通知書をなくしたりしたとき	支払通知書亡失届	そのつど	
2つ以上の年金をうける権利を得たとき	国民年金受給選択届	すみやかに	市役所または町役場
240,000円未満の老齢年金をうけている人が障害者になったとき	国民年金老齢年金額改定請求書	障害者となったとき	
年金をうけていた人が死亡したとき	国民年金受給権者死亡届	14日以内	
未支給年金をうけようとするとき	国民年金未支給年金支給請求書	年金をうけている人が死亡してから5年以内	

届出にあたっては、年金証書の記号番号と生年月日を正しくはっきり書きましょう。



みなさんが二十歳となって大人の仲間入りすると、多くの権利が与えられると同時に義務や責任も課せられますが、国民年金に加入することもその一つです。

この国民年金には、会社や工場、官庁などに勤めている人およびその配偶者、あるいは昼間部の大学生を除いた二十歳から五十九歳までの人が、必ず加入しなければなりません。ところで、若い人たちが「老後のこと」は遠い将来のことと考えるのも、若さあふれるころとあってみれば、それも無理のないことでしょう。

しかし、国民年金は老後の所得保障としての老齢年金ばかりでなく、永い人生の途中における不幸な出来事にも年金が支給されます。

保険料を納めて 老後の生活設計を豊かにしましょう

優良健康家庭を表彰

国民健康保険

町では、国民健康保険事業の趣旨普及と、保険料納入の協力を得るため、毎年、国保加入世帯の中から健康優良世帯を、次の内容で表彰しています。

昭和五十二年一月から昭和五十二年十二月までの二年間、①保険料を完納した世帯、②医療給付を受けない世帯、③二年間引続き国保に加入している世帯となつています。

- | |
|--------------------------------|
| 今年の表彰世帯は次のとおりで、表彰状と記念品が贈られました。 |
| 岩野 野上 公平 |
| 浦野 関 忠男 |
| 西野 石坂 昭夫 |
| 沢下条 吉岡 主菜 |
| 不動沢 宮沢与司松 |
| 西谷 大橋 トミ |
| 西谷 三上 美加 |
| 塚野山 長谷川一義 |

動物は「買う」ものではなく「飼う」ものです

九月二十日～二十六日 動物愛護週間

最近、犬や猫が家庭でブームを呼んでいます。動物たちにしてみれば、単にブームだからといって飼われたのでは、たまったものではないでしょう。

動物は、あくセサリーではありませんが、ブームだから、だれれれさんも飼っているから、何んとなかかわいから——といったような単純な理由だけで動物を飼おうとする態度は、自戒したいものです。

最後まで飼う——終生飼育——

という自覚と責任をもって、その動物の生理・生態・習性をよく理解して正しい飼育を心がけましょう。

動物は「買う」ものではなく、「飼う」ものです。買って来た当座は物めずらしさも手伝って家族みんなが我れ先にかわいがるが、何日かたつと飽きてきて、だれも面倒をみないというのは困ります。

動物を飼う場合は、家族全員で話しあつて、責任者を決めておくといひでしょう。

結核予防週間 九月二十四日～三十日

結核は昭和十年以来あらゆる死亡原因の第一位を占め、国民病として恐れられ、強力な対策が進められてきた。その成果が第二次大戦後になって、ようやくあらわれて、昭和二十六年に首位の座を脳卒中に明けわたした。その後死因順位は漸次低下し、昭和四十七年に第十位となりましたが、その後数年はなお十位にとどまっています。

結核予防週間

九月二十日から二十六日は「動物愛護週間」です。いま一度、私たち人間と動物の望ましい関係について考えてみたいものです。いくら車が好きだからといって、無免許運転は許されません。ところで、動物を飼う場合も、ただ好きだからというだけでなく、それなりの準備と学習を——と日本動物愛護協会ではいっています。車の運転にたとえますと、免許証……登録、予防注射を済ませます。

運動技術……動物の生態にあつた飼ひ方を身につける。車庫証明……飼う場所を確保する。さて、あなたは「飼育免許」をお持ちですか。

がん 早期発見・早期治療

九月は「がん制圧月間」です。自分の健康は自分で守る——がんをただ恐れるだけでなく、正しく知り早期発見、早期治療を心がけましょう。がん早期発見の「目安」として日本対がん協会が発表した「がんの危険信号」を参考に、ときどき「自己検診」してみてください。

がんの危険信号8か条

- ① 胃……胃の具合が悪く、食欲がなく、好みが変わったりしないか。
- ② 子宮……おりものや、不正出血はないか。
- ③ 乳……乳房の中にシコリはないか。
- ④ 食道……のみこむとき、つかえることはないか。
- ⑤ 大腸、直腸……便に血や粘液がまじったりしないか。
- ⑥ 肺、喉頭……セキが続いたり、タンに血がまじったり、声がかすれたりしないか。
- ⑦ 舌、皮膚……治りにくいカイヨウはないか。
- ⑧ ジン蔵、ポウコウ、前立せん……尿の出が悪かったり、血がまじったりしないか。

青色申告で

経営の合理化

所得税は、納税者が自分で所得や税額を計算して、申告し納税する申告納税制度をたてまえてあります。

青色申告制度は、税金の面で有利になるというだけでなく、帳簿をつけることによって経営の内容や資金繰り、在庫などの状況がよくわかり、経営の合理化にも役立つことから、現在では、商売をしている人の半数以上が青色申告をしています。しかし、まだ、青色申告に関心を持ちながらも、その内容がよくわからないため青色申告をしていないという人も多いので、青色申告の特典や手続きについて説明します。

●青色申告の特典
●青色申告の特典
●青色申告の特典



いろいろな特典があるよ……

配偶者や十五歳以上の親族で、その事業にもつばら従事している人に支払った給与は必要経費になります。

●貸倒引当金——売掛金や貸付金の貸倒れに備えて、年末の売掛金や貸付金などの合計額の五・五%（金融業二・三%）までの金額を貸倒引当金として必要経費にすることが出来ます。

●価格変動準備金——商品などの価格の低落による損失に備えて、年末の商品などのた卸高の一・七%（特定商品については四・六%）までの金額を価格変動準備金として必要経費にすることが出来ます。

税金が安くなる

青色申告をすると、税金はどのくらい安くなるかといひますと、例えば、昭和五十四年分の所得金額が青色申告の特典を受けられる前で三百万円、妻に対する専従者給与七十万円、年末の売掛金五十七万円、年末のた卸商品百万円、扶養親族は子供一人の営業者の場合、青色申告をすれば、税金はおよそ六万円も安くなります。

また、所得税だけでなく、住民税や事業税も安くなりますので、それらを合わせると、青色申告をしていない人の税金は約三十二万七千円ですが、青色申告をしている人の税金は約二十万五千円となります。おおよそ十二万一千円も安くなります。（みなし法人課税をしない場合）

青色申告の手続

昭和五十五年分から青色申告をしようとする人は、昭和五十五年三月十五日までに、「青色申告承認申請書」を税務署に提出してください。用紙は税務署にあります。

帳簿をつけよいか

青色申告をする人は、現金出納帳を中心とした簡易帳簿によって記帳すればよいことになっています。この簡易帳簿は、現金出納帳、経費帳、売掛帳、買掛帳、固定資産台帳の五冊からなっており、簡単に所得計算ができるようになっています。

また、事業が小規模の場合、現金出納帳をつけるだけで済む「現金主義による所得計算」をすることも出来ます。青色申告についてのご相談は、税務署または商工会にご連絡ください。

雷の被害に遭わないために

科学がこれだけ発達し、電気についての知識も実に豊富になったにもかかわらず、今も雷による被害は減っていません。そこで落雷を避けるための知識をお知らせします。

- ① 雷の強さは、瞬間的には二万アンペアにも達します。これは二十軒分の一か月の電力。電気代に換算すると二十万円以上にもなるというのですから、省エネルギーの時代にあつて、雷のエネルギーを生かせないのは、もったいない話です。
- ② 雷が恐ろしいのは主に戸外にいる場合で、ビルの中や自動車の車内は避難に適しています。山小屋など、野中の一軒家のようなところでは、電気器具をコンセントからはずしてください。また、電話をかけることも禁物です。
- ③ 最も怖いのは、近くに避難場所のない野山やゴルフ場にいる場合で、こうした場合、雷撃の危険を感じたときは、①まず姿勢を低くし、両足の間隔をつめてしゃがみ、鼓膜を守るために、指で両耳孔をふさぎます。
- ② 雷が放電は五～十秒おきにおこるので、合間をみて金具のついたすべてのものを取り去ってできるだけ安全な場所に移動します。
- ③ 釣ざお、かさ、ゴルフクラブなどは非金属でも、頭より高くなるのはすばやく手放すこと。ゴム長靴やかっぱは絶縁体として雷の直撃を防ぐ効果はありません。
- ④ また、雷雨を避けて木の下に逃げこんだところ、その木に落雷して被害を受けた例があります。実際では木に落ちた雷は途中から木の下の人間に移るといふ結果がでています。つまり木の下に雨宿りは、木の高さのさをさしているのと同じことになります。
- ⑤ 雑木林でも、多くの場合人間が避難している木に落雷するので、俗に「雷には木の下人間が見える」といわれるほどです。
- ⑥ 地震、雷、火事……のいい伝えは今も生きています。雷様をあなどってひどい目にあわないようにくれぐれもご注意ください。

ミニコロニー建設めざして

社会福祉法人設立大会開催

社会福祉法人「中越福祉会」設立準備委員会が、去る六月、中越管内の市町村から公募しました長岡・三古・中越地区心身障害者ミニコロニーの名前が決まりました。当町ほか、地区内外の皆さんからたいへん大きな関心をお寄せいただき、その応募件数は二百余通に上り、設立準備委員会では、七月十七日七名の選考委員により、慎重な選考会議の結果、入選施設名は、社会福祉法人中越福祉会・長岡・三古・中越地区心身障害者ミニコロニーと決定しました。

来年度から当町に建設が予定されている、心身障害者ミニコロニーの運営にあたる社会福祉法人「中越福祉会」の設立大会が、七月十七日長岡市立劇場で盛大に行われました。

大会には、君知事をはじめ、中越全域の市町村、福祉団体の代表約千二百人が参加し、中越全体の力で、ミニコロニーの建設を達成しようとする確信を述べました。



このミニコロニーは、昭和五十五年、五十六年度に身体障害者療養施設・精神薄弱者更正施設を建設し、その後年次計画で体育館、コミュニティセンター、通所寮、

福社工場等を整備していく予定になっていきます。

現在、県内各地で設立準備が進められているミニコロニーは、「地域一人法人」を原則とする、いわばコミュニティ単位での地域社会に根ざした小人数制の施設で、すでに新潟みずほ園(昭和五十一年四月開所)など四つの施設が開所しており、昭和五十七年までに十三か所すべてが建設される予定です。

今までの施設といえば、地域社会から掛け離れたものと考えられてきましたが、ミニコロニーは、保護者やボランティアの皆さんから、進んで施設の運営に参加していただき、施設入所後も入所者がそれぞれの家庭にいたときと同様な気分、また地域社会の一員としてもその座を保ち続けられるような、新しいタイプの施設となることをめざしています。

地元、越路町の皆さんには、今後も一層のご協力を願わなくてはなりません、新しくスタートする社会福祉法人中越福祉会・心身障害者ミニコロニー「みのわの里」を、皆さんと一緒に育てあげて行きたいと思っております。

ミニコロニーの名前、と命名

入選者は次の二名の方です。
寺泊町大字夏戸 小越 セツ
越路町大字岩田 金子ミチ子

なお、入選者には社会福祉法人中越福祉会設立大会において、長尾設立準備委員長から記念品が贈られました。

たくさんご応募いただいた皆さんに深く感謝し、「みのわの里」が立派な施設となりますよう、皆さんのご協力をお願いします。

児童相談はお気軽に

三古社会福祉事務所の家庭児童相談室では、子供(十八歳未満)に関する問題について、二人の相談員と社会福祉士が、どんな小さなことでも相談に応じています。将来をにやう子供へのあわせのために、ひとりでも悩まずお気軽に相談ください。電話や手紙に

よる相談でもよろしいです。
相談日 月・金曜 八時三十分～十七時
土曜 八時三十分～正午
場所 長岡市四郎丸沖田 長岡総合庁舎 三古社会福祉事務所 家庭児童相談室 ☎ 51-1311-3111

募集 県芸術祭文芸作品

新潟県教育委員会では、本年度の芸術祭文芸部門の充実をはかるため、広く県民から次の要項により募集します。

一、種目
小説 一般 四百字五十枚以内
詩 一般 四百字二十枚以内
短歌 一般 一人新作五首一編
俳句 一般 一人新作五句一編
川柳 一般 一人新作五句一編
課題 一般 一あこがれ
二、応募上の注意
新潟県教育委員会では、本年度の芸術祭文芸部門の充実をはかるため、広く県民から次の要項により募集します。

インク書きとし、楷書で書く。当用漢字以外の漢字、読みにくい漢字にはふりがなをつける。応募原稿第一ページには、種目、(一般・高校の区別を明記)、郵便番号、住所、氏名、年齢、性別、職業、電話番号を記入する。小説は梗概(四百字二枚以内)をつけ、右とじとする。小説、詩は新かなづかいを、他の種目は旧かなづかいでもよい。

三、応募締切
昭和五十四年十月十日消印有効
四、あて先及び問い合わせ先
〒951 新潟市一番堀通町 県庁第一分館 県教育庁文化行政課 (☎51-1311-5111)
封筒表面に「県芸術祭文芸作品 応募原稿」と朱書する。

心身障害者に温かい職場を

心身障害者雇用促進月間
わが国では、十五歳以上六十五歳未満の心身障害者がおよそ百万人いると推定されています。このような人たちの就職率は五十四パーセントで、健康な人にくらべて、まだまだ低い水準にあります。

心身障害者の雇用の改善は、今のところ必ずしも十分とはいえないのが実情です。事業主は心身障害者の雇用に消極的な理由として、「能率が落ちるから」「適した仕事がない」などをあげています。たしかに、そういった面も否定できませんが、能力に適した仕事の場合、健康な人に優るとも劣らない能力を發揮します。まじめで、ねばり強く、事業所にとって欠かせない人となっている例もたくさんあります。

ことしも九月は「心身障害者雇用促進月間」です。これを機会に、一人でも多くの心身障害者を、温かい気持ちで職場に迎えましょう。

新潟県では、この雇用促進月間運動の一環として、次により記念事業を行いますので、多数の事業所(主)および関係者の参加をお願いいたします。

日時 昭和五十四年九月二十五日 午後一時二十分
場所 長岡商工会議所
内容 優良事業所、優良心身障害者の表彰、講演、体験発表、映画など。

文芸欄

俳句

箱庭はミニ滝なれど風情あり
山崩れ出て滝音を閉ざすなり
草取る手ふしくれ立ちて老かなし
草とるや小鳥のひなもまろび居り
滝風の及ぶかぎりの草ぬる、
平沢 たづ
松井 登代
平沢 美代太郎
高野 市良
山宿や初夏の夜明くる滝の音
汽車の児が送る拍手に草取りぬ
養老の伝説秘めて滝しぶく
草むしる老婆の背なに旭は昇る
速雷や老が取り込む蘭の鉢
熊笹を分けて滝見る不動滝
観世音在しますあたり滝見ゆる
山菜をあさる滝音き、ながら
深山路はほととぎす鳴く滝の音
小林満寿子
高橋 雪人
田中 芳治
大矢 銀潮

高齢者教室作品

丸山 芳次
風すがし史跡の草を取り終る
開け放つ滝の絵のある大広間
近づけば滝は見えず音ばかり
草抜けば六ばかりと土龍出づ
めし塚の憩いの場所の草むしり
草むしる由緒の深き碑のめぐり
滝しぶき浴びて新樹の下に佇つ
耳元に来て鳴く益蚊草むしる
白糸の滝は響かず青葉かけ
田草取り立てば青田の波が寄す
田草取り立てば青田の波が寄す
丸山 芳次
風すがし史跡の草を取り終る
開け放つ滝の絵のある大広間
近づけば滝は見えず音ばかり
草抜けば六ばかりと土龍出づ
めし塚の憩いの場所の草むしり
草むしる由緒の深き碑のめぐり
滝しぶき浴びて新樹の下に佇つ
耳元に来て鳴く益蚊草むしる

昭和五十五年 歌会始のお題は「桜」

昭和五十五年歌会始のお題は、「桜」と定められました。次の詠進要領により詠進ください。

一、詠進歌は、自作の歌で一人一首とし、未発表のもの。
二、用紙は、半紙(習字用の白い半紙がよい)とし、毛筆で自書したもの。
三、病気又は身体障害のため毛筆

で自書できない場合には、他人が代筆してもよい。代筆の場合は、その理由を添付すること。
四、書式は、半紙二つ折りにし、開いて右半面にお題と歌、左半面に郵便番号、住所、氏名(本名、ふりがなつき)、生年月日及び職業(なるべく具体的に)を記入すること。
五、詠進の期間は九月一日から十月十一日までとし、郵送の場合は消印が十月十一日までのものを有効とする。
六、あて先
〒100 東京都千代田区 千代田一番一
宮内庁

9月分有線放送番組予定表

月・日	曜	タイトル	内容	放送者
9・3	月	営農アワー	稲の収穫、乾燥について	普及所
5	水	役場だより	国保だより	役場
6	木	生活の窓	中央病院新業について	中央病院
7	金	学校だより	夏休みの思い出	東谷小学校
10	月	営農だより	54年産米検査結果について	来迎寺農協
12	水	役場だより	町敬老会について	役場
13	木	暮らしの窓	貧血予防について	保健婦
14	金	マイク訪問	鮎鯉の飼育高橋さんを訪ねて	有放
17	月	営農だより	秋野菜の管理	普及所
19	水	農協だより	米代金貯蓄増強について	来迎寺農協
20	木	学校だより	越小の夏休み	越路小学校
21	金	防災だより	秋の全国交通安全	役場
24	月	営農アワー	自家果樹の管理	普及所
26	水	役場だより		役場
28	金	有放広場	長生きの条件	有放